

平成14年5月10日

## 新しい司法修習について（抜粋）

最高裁判所

## 第1 新しい司法修習の理念

新しい司法修習においては、多様な法的ニーズに対応する法曹を養成するため、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的紛争の解決あるいは予防のための基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞った教育を行う。

新しい司法修習においては、法科大学院での教育を前提として、生きた事件を素材とする実践的で体系的な法律実務教育を行う。

## (1) 司法制度改革審議会意見

「法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備する。」

「新司法試験実施後の司法修習は，修習生の増加に実効的に対応するとともに，法科大学院での教育内容をも踏まえ，実務修習を中核として位置付けつつ，修習内容を適切に工夫して実施すべきである。」

## (2) 「プロセス」としての法曹養成制度における司法修習の役割

法科大学院は，「プロセス」としての法曹養成制度の中核として，実務との架橋を目指した法理論教育を実施する教育機関であり，教育水準の確保，厳格な成績評価，修了認定等を行い，各法科大学院の創意工夫による多様な人材の育成を目指すものとされている。

新しい司法修習は，法科大学院で実務を視野に入れた法理論教育が施され，新しい司法試験において法曹として必要な基本的能力を備えていることが確認された者を対象に，法曹としてスタートするために必要とされる能力等を備えさせる実務教育を行う役割を担うものとしたい。

## (3) 新しい司法修習の教育理念

新しい司法修習においては，法曹の職域が拡大していく可能性を踏まえ，法科大学院での教育や継続教育との役割分担に配慮しつつ，裁判以外の法的

ニーズに的確に対応できるよう、法廷活動以外の活動分野も視野に入れた、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる基本的な能力、すなわち、法的紛争の解決あるいは予防のための「基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）」の養成に焦点を絞った教育を行う。

#### (4) 新しい司法修習

上記(3)の教育理念に基づき、実践的で体系的な法律実務教育を行う。

法科大学院での法理論教育の成果をベースに、生きた事件を素材として、実社会での法律や法理論の適用・運用の在り方を実践的に教育する。

各司法修習生に個別の実務体験の機会を与えるだけでなく、実務のスタートラインで必要とされる最低限の実務能力を備えさせるための、体系的で汎用性を持った教育を行う。

## 第2 新しい司法修習の構想

### 1 新しい司法修習の基本的な構造

新しい司法修習においては、実務修習を中核として位置付けつつ、実務修習と集合修習の有機的な融合を図る。

#### (1) 新しい司法修習の構成についての考え方

法科大学院で実務との架橋を意識した法理論教育が行われることを前提として、生きた事件の運用を体験的に学ぶ実務修習を中核として位置付ける。

実務修習のみでは、教育内容が個別的で、教育水準にもばらつきが生じ、体系的で汎用性のある知識や技能を修得するには限界があるため、司法研修所における集合修習により、体系的で水準の高い実務教育を行い、実務修習を補完する。

#### (2) 実務修習と集合修習の関係

現行制度の枠組みを固定化せず、実務修習による体験的な教育を中核に、その成果を踏まえながら集合修習で体系的かつ汎用性を持った教育を行うなど、実務修習と集合修習の有機的な連携を図る構成を検討する。